



# SMTB

## 厚生年金基金ニュース

(平成24年11月28日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

### 第三回「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の概要について

11月27日に開催された社会保障審議会年金部会の「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第三回会合の概要について、下記のとおりご案内申し上げます。なお、次回会合は12月10日(月)に開催され、基金関係者からのヒアリングが実施される予定です。(詳細な議事概要は[こちら](#)。)

#### 委員による意見交換

##### 【企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進】

- 委員の間には、企業年金の持続可能性を高める施策として、『まずは公的年金と企業年金との関係を整理する必要がある』との意見と、『公的年金との関係の整理とは別に、廃止される厚生年金基金の受皿となるものが必要』との意見の両論がありました。
- 具体的な施策については、厚労省試案で示された「集団運用型DC」について投資教育を不要とする点を問題視する意見が多くあったほか、経済界の委員を中心に、特別法人税の撤廃やDCの拠出限度額引上げ等の施策を求める意見がありました。

##### (駒村委員)

- ✓ 企業年金の行く末をどうするか、企業年金の普及をどうするかという問題だと理解している。企業年金の持続可能性を高める必要があるのは、現実の経済環境の変化・労働環境の変化が国の政策立案を上回るペースで起こっているということであり、この問題について議論するには、まず、公的年金と企業年金との関係をどう整理するか定める必要がある。
- ✓ 企業年金関連の要望については、企業年金に対する利益誘導の観点ではなく、公的年金との関係において、要望されたような措置により企業年金を積極的に推進していくかどうかという観点で議論されるべきである。
- ✓ 企業年金の持続可能性を高める施策が、厚生年金基金制度を消化するための活動に終わるのは適当ではない。

##### (山口委員)

- ✓ 公的年金と企業年金との関係を整理する必要があるが、公的年金との関係が整理されなくても、総合型厚生年金基金の加入事業所である中小企業の企業年金をどうするかという観点から施策を議論することも考えられるのではないかと思う。
- ✓ 企業年金の持続可能性を高めるためには、積立不足の要因となる差損が生じにくい制度である必要があり、設計としては、元利合計や定額・有期などが考えられる。中退共などはこれに該当する。
- ✓ 厚労省試案で提示された「集団運用型DC」については、運用商品を資産運用委員会が選定するとはいえ、最終的な商品選択は加入者が行う限り、加入者への投資教育は必要ではなかろうか。

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

(山口委員)続き

- ✓ また、資産運用委員会については、金商法上の問題(投資助言業との整理、運用機関登録の要否の整理)も考えられる。そのような制度を中小企業が実行できるのか疑問であり、実行可能性は乏しいように思う。
- ✓ 以上を踏まえると、あくまで中小企業に限定した施策として、配布資料に記載された企業年金関連の要望を認めても良いのではないか。特に、中途引出については、加入者・受給者が失職や困窮の状況にある場合はある程度配慮があっても良いのではないか。中小企業が企業年金から離れないような仕掛けを作る必要があるのではないか。
- ✓ 公的年金と企業年金との関係を整理する必要があるとの考え方は基本的に同感であるが、厚生年金基金制度をいかに消化するかという活動も必要。廃止される厚生年金基金を他の企業年金制度で消化できずに、企業年金の火が消えるということはありません。

(宮本委員)

- ✓ 適年廃止の場合、3割が他制度移行されず、行方知れずとなった。そのような3割の適年の事業所では、結果的に、労働条件の不利益変更が起こっているのではないかと思う。厚生年金基金制度を廃止する際には、適年廃止の二の舞にならないようにする必要がある。
- ✓ 中退共については、財政健全化を進めることは当然ながら、中小企業が加入しやすい制度にするのが重要である。また、CBプランの見直しについては、企業年金が賃金の後払いであることを考慮して妥当か検討する必要がある。集団運用型DCについては、従業員への投資教育を不要とするのは問題である。

(森戸委員)

- ✓ “企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進”に関する自分の意見は、「まず公的年金と企業年金との関係をどう整理するか定める必要がある。」との意見に近い。
- ✓ まずは、「企業年金の枠内だけの議論でよいのか」等を整理する必要がある。
- ✓ 公的年金が縮小する状況にあって、老後所得保障制度の充実が国民一般に必要なことであることから、そもそも、IRA(個人退職勘定)のような国民一般を対象とした制度がまず必要であって、企業年金は「事業主が企業年金を設けた場合にはIRAの代わりにそれを使う」という位置付けのものになるのではないかということである。
- ✓ 企業年金はそのような位置付けにならないと、与えられた政策的なインセンティブが大企業の従業員への優遇と看做される可能性があり、結果的に、これまで培ってきた企業年金の存在自体が危うくなると思われる。

(花井委員の代理人)

- ✓ 公的年金との関係を整理することが重要である。
- ✓ 厚生年金基金が持っていた終身給付等の機能が継続されるようなインセンティブを与えるなどして、厚生年金基金制度廃止後の保証が必要である。
- ✓ 集団運用型DCは、「従業員への投資教育を代替するものである」という点で、DC制度の目的として「自己責任」を規定したDC法に齟齬が生じるものであり、制度目的を変えるのも問題があると思う。

(柿木委員)

- ✓ 企業年金の持続可能性を高めるため、踏み込んだ施策を実施していただきたい。
- ✓ 具体的には、特別法人税の撤廃はぜひとも実施していただきたい。また、集団運用型DCについては、「本当に投資教育は必要ないのか。」等の声が聞こえてきている。
- ✓ また、議論の前提として、厚生年金基金の事業所の規模別データを示していただきたい。事業所の多くは中小零細企業で、他制度に移行するのは難しいのではないかと推測している。中小零細企業でも簡単に移行できるよう手続を簡素にする必要がある。

## 【代行制度の見直し】

- 委員の間には、『厚年本体の負担リスクが将来的に拡大する可能性を排除するために、今、廃止する必要がある』との意見と、『廃止することにより将来的に生じる可能性のある社会的コスト(訴訟リスク等)との比較において、一定の基準を満たす基金までも廃止する必要はない』との意見の両論がありました。
- また、信託協会からも意見を提出している「財産権の問題」に関して、同様の問題について、各委員からも問題視する意見が出されました。
- 事務局からは、過去の最高裁判例で示されたポイント(「財産権の性質」、「財産権の内容を変更する程度」、「財産権の内容変更することによって保護される公共の利益」)を踏まえ検討した結果、法制上は問題ないと判断しているとの説明がありました。今後は、このポイントを踏まえ、“厚年本体の負担リスクが将来的に拡大する可能性”と“廃止することにより将来的に生じる可能性のある社会的コスト(訴訟リスク等)”とを比較考量しながら、廃止が妥当かどうかといった議論や「財産権の問題」について議論が行われるものと思われます。

### (森戸委員)

- ✓ 一定の基準を満たさない基金については、厚労省試案で示されたように、将来的な負担増を避けるために、解散に誘導し、その際に生じる負担を厚年本体等が被ることはやむを得ないと考えている。
- ✓ 一方で、一定の基準を満たす基金は存続を認めても良いのではないかと考えている。その点で、厚労省試案とは立場が異なる。
- ✓ 厚生年金基金は、企業年金の理想的制度として長く祭り上げられてきており、確かに AIJ 事件のような問題はあったものの、一定の基準を満たす基金も含めて全て廃止とするのはあまりに手のひら返しではないかと思う。仮に、厚生年金基金が厚年本体の給付代行機関であったとしても、AIJ 問題が発生するまでは、それで良いということではなかったのか。
- ✓ 一定の基準を満たす基金もやめさせるということになると、代行割れかどうかに関わらず、厚生年金基金制度が廃止されなければもらえたはずの上乗せ給付がもらえなくなる加入員・受給者が出てくる。
- ✓ 立法の仕方によっては、行政訴訟が起こる可能性や社会問題化する可能性があり、そうなった場合には相当な社会的コストが発生すると考えている。将来的に発生するかもしれないその社会的コストと、将来的に発生するかもしれない厚年本体による負担とを比較した場合、前者の方が重い可能性があるのではないか。そう考えると、一定の基準を満たす基金までやめさせる必要があるのであろうか。

⇒【渡辺企国課長】今回、代行制度に関する資料を準備しておらず、議論を混乱させる結果となり申し訳ない。次回、資料を整えるので第 2 ラウンドで議論していただきたい。

### (山口委員)

- ✓ 「やっっていける基金までなぜやめさせなければならないのか。」という意見は多いが、その前に、現在の代行制度がどういう性質のものかを見ておく必要がある。
- ✓ 1999 年以降、財政の中立化、つまり、財政の共通化により基金の財政の問題は本体の財政の問題となった。「やっっていける基金は今後もやっっていける」という考え方は、厚年本体の財政とは無関係では語れない。厚年本体の財政も悪化している中で、厚年本体の財政から基金に対して給付現価負担金を払ってまで厚生年金基金制度を支える意義・理由は厚年本体側にはない。この点は、この議論に参加する際の共通認識としておく必要がある。
- ✓ 国が厚生年金基金の給付義務を引き継ぐ際に用いている額は一貫して最低責任準備金であるが、最低責任準備金は給付の現在価値と等しくない。仮に、「やっっていける基金」が給付を続けてもいざ給付原資は枯渇する。

(山口委員)続き

- ✓ 基金の積立水準の状況が実際には基金の給付負担能力を表していないというのは、以前から同じであり、今、厚生年金基金制度を廃止する理屈にはならないが、現在の経済環境を見ると、資産運用リスクにより、基金の積立水準の状況と基金の実際の給付負担能力との差が広がる可能性が高いと思っている。もちろん、運用次第で、差が狭まることもあるが、その点を厚年本体がどのように評価するかという話だと思う。
- ✓ 厚生年金基金制度を存続させた場合、今後も、厚生年金基金は厚年本体から受けた給付現価負担金を受給者への給付に充てる。厚生年金基金という存在は一体何なのか、単に厚年本体の給付代行機関か、という話になる。

(花井委員の代理人)

- ✓ 連合は、1990年代後半から、代行制度、厚生年金基金制度は廃止すべきと主張してきた。厚生年金基金制度の廃止は実現する方向で議論を進めるべきと考える。
- ✓ 厚労省試案には、特例解散を申請した時点から上乗せ給付を停止する旨が盛り込まれているが、代行割れ基金の財産を代行部分に優先的に充当し、上乗せ給付を停止することに財産権上の問題がないと判断した理由を教えてください。

⇒【渡辺企国課長】重要論点であるため第2ラウンドで議論していただきたいと思っている。厚労省試案の内容は、新たな立法が必要となるが、昭和53年の最高裁判決のポイント(「財産権の性質」、「財産権の内容を変更する程度」、「財産権の内容変更することによって保護される公共の利益」)に照らして政府部内でも相談した結果、法制的には問題ないと判断している。ただし、あくまで法制的な判断であり、実際に訴訟リスクがあるかどうかは別問題である。

(宮本委員)

- ✓ 厚生年金基金制度の廃止を含め、厚労省試案は基本的に評価している。
- ✓ 移行期間を10年とする点も、適年廃止の移行期間が10年であったことと比較して妥当ではないかと思う。ただ、現在、関係者に対する周知・指導を徹底する必要があるし、計画どおり進めるためのインセンティブが必要である。厚労省にはその辺りをしっかり対応していただきたい。

(柿木委員)

- ✓ 前回も話したが、厚生年金基金制度は存続すべきという意見があるのも事実である。
- ✓ 事務局は「代行制度は持続可能ではない」と判断しているが、この場で、民間の年金の専門家から、代行制度の持続可能性について定量的なデータに基づいた見解を聞きたい。

⇒【渡辺企国課長】柿木委員と相談して、次々回以降に対応する。

(駒村委員)

- ✓ 1999年以降、決定的に性質が変わってしまった代行制度を、今後も継続し、積極的に残す必要があるかどうかという話だと思った。自分としては代行制度の役割は終わったと思っている。

引き続き、迅速な情報提供に努めるとともに、厚生年金基金の立場にたった問題点の検証等に尽力して参ります。

以上